

第 1 8 回
建築行政共用データベースシステム
連 絡 協 議 会 理 事 会 資 料

日 時 平成 30 年 7 月 20 日（金）14:00～15:30
場 所 フクラシア東京ステーション
次 第

1. 開 会
2. 役員紹介
3. 会長挨拶
4. 国土交通省挨拶
5. 議 事
 - （1）前回議事録の確認
 - （2）利用状況等
 - （3）改修状況
 - （4）利用方法
 - （5）その他

配付資料

- 【資料 1-1】 連絡協議会役員一覧
- 【資料 1-2】 第 17 回 連絡協議会理事会 議事録（案）
- 【資料 2 】 建築行政共用データベースシステム 利用状況・登録状況
- 【資料 3 】 サブシステムの改修状況
- 【資料 4 】 利用方法・利用料について
- 【資料 5-1】 既存建築確認台帳の電子データ化について
- 【資料 5-2】 建築行政・技術情報提供事業
- 【資料 5-3】 日本建築行政会議 ICT 活用部会における検討状況について
- 【資料 5-4】 建築確認に関する国の I C T 政策の動向
- 【参考】 連絡協議会 入会状況

別添 建築行政共用データベースシステム パンフレット

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 役 員 一 覧

会 長	東京都都市整備局市街地建築部長	青柳 一彦
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	前田 栄治
理 事	北海道建設部住宅局建築指導課長	西澤 拓哉
	宮城県土木部建築宅地課長	奥山 隆明
	神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課長	三沢 高行
	愛知県建設部建築局建築指導課長	山川 博幹
	三重県県土整備部建築開発課長	岡村 佳則
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	柴田 和弘
	広島県土木建築局建築課長	吉田 勝則
	島根県土木部建築住宅課長	大國 博史
	福岡県建築都市部建築指導課長	大藪 和博
	横浜市建築局建築指導部建築企画課長	石 井 保
	大阪市都市計画局建築指導部建築確認課長	森 英彦
	福岡市住宅都市局建築指導部建築指導課長	西村 誠二
	日本E R I（株）確認検査本部確認管理部長	増 田 健
	ビューローベリタスジャパン(株)シニアアドバイザー	川越 茂幸
	（株）確認サービス取締役総務企画部長	中川 鋭彦
	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター業務部長	武縄 真次
	（公社）日本建築士会連合会専務理事	成藤 宣昌
	（一社）日本建築士事務所協会連合会専務理事	居谷 献弥
オブザーバー	国土交通省住宅局建築指導課長	淡野 博久
	国土交通省住宅局市街地建築課長	田中 敬三
	国土交通省関東地方整備局建政部長	多田 治樹
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	佐藤 哲也

1. 前回議事録の確認

第 17 回 建築行政共用データベースシステム理事会 議事録 (案)

日 時 平成 29 年 10 月 27 日 (金) 11:30~12:30
場 所 フクラシア東京ステーション 6 階会議室 A

資 料

- 【資料 1】連絡協議会役員一覧
【資料 2】前回連絡協議会理事会 議事録 (案)
【別添】 総会配付予定資料一式

出席者 (敬称略、カッコ内は代理出席者)

副会長 大阪府 : 前田 栄治 (扇田)
理 事 神奈川県 : 庄司 博之 (三沢)
愛知県 : 青木 学
兵庫県 : 藤井 望
広島県 : 荒川 泰生 (加藤)
徳島県 : 藤本 泰之
福岡県 : 高山 裕明
秋田市 : 佐々木 亮 (佐藤)
横浜市 : 山口 賢
静岡市 : 妻木 明仁 (山口)
大阪市 : 森 英彦
福岡市 : 西村 誠二
日本 E R I : 鈴木 崇英 (増田)
ビューローベリタスジャパン(株) : 川越 茂幸
(株) 確認サービス : 畑中 重人 (中川)
(公社) 日本建築士会連合会専務理事 : 成藤 宣昌
オブザーバー 国土交通省関東地方整備局 : 黒田 充
事務局 笹井 俊克、坂田 英督、對馬 まり、鳥居 寿美男
左海 冬彦、久保 博史、小池 政司、栗原 吉史

1. 理事長挨拶 (ICBA 笹井理事長)

6 月から理事長となった。専務理事のときと同様にご指導、ご支援をお願いする。

建築行政共用データベースは、本稼働から 8 年目である。この間、皆様方からのご意見を踏まえ、システムの改善に努めてきた。

また、企画改善部会では、通知・報告配信システムの活用方策について息長く検討していただき、年に数十万件の通知・報告が配信されるまでになった。今年度からは

J C B A の I C T 活用部会において検討いただいております、今後、一層の普及が期待できるところである。

それから、28年1月に行ったデータセンターの更新により処理速度が向上し、障害の発生で皆様にご迷惑を掛けることが極めて少なくなった。システムの性能は稼働開始直後から見違えるものになったと自負している。現在は、これに止まらず、一層の安全・性能向上を図るため、システムの現況調査と改良を継続的に進めているところである。

国においては、今月初めから社会資本整備審議会において建築基準制度の在り方について検討を開始されたが、既存ストックの適切な維持保全や有効活用が重点のひとつとなっているようである。このような動向の中で、建築行政共用データベース、とりわけ台帳登録閲覧システムの役割は益々大きくなっていくと考えている。

今回の理事会においては、会則の改正についてご審議を頂くことにしている。本システムの運用が安定してきたので、協議会運営の効率化の観点から、総会は原則として1年おきの開催としてはどうかということである。総会を開かない年度においても理事会は開催させていただき、状況等を報告しつつご意見を頂きたいと考えている。ご理解とご賛同をお願いする。

今後とも共用データベースシステムが円滑な建築行政の推進に貢献できるよう努めるため、引続きのご指導・ご支援をお願いする。

2. 役員紹介（事務局 久保）

事務局より役員が紹介された。

3. 議 事

（1）前回議事録の確認

事務局より、前回議事録の確認は時間的な都合により省略し、ご意見等があれば後日、事務局に連絡をするよう説明された。

（2）総会付議事項の確認

事務局より、総会配布予定資料を基に以下について説明され、いずれも原案どおり総会に付議することを確認した。

- ・連絡協議会会則改正
- ・連絡協議会役員改正

【質疑・要望】

（株）確認サービス

連絡協議会会則改正で隔年度開催とあるが、この表記で平成30年度の開催有無はどのように読めるのか。

【回答】

(事務局)

平成 30 年度は開催せず、次回は 31 年度である。表記については特に問題ないと考えている。

(3) 総会報告事項の確認

事務局より、総会配布予定資料を基に以下について説明された。

- ・企画改善部会検討結果報告
- ・I C B Aからの報告

【質疑・要望】

((株)確認サービス)

建築士・建築士事務所登録閲覧システムにおいて、処分や定期講習の実績が反映されるまでのタイムラグはどのくらいか。

【回答】

(事務局)

国からの説明では、定期講習については3か月と聞いている。

以上

2. 利用状況等

建築行政共用データベースシステム利用状況・登録状況

(1) 利用状況 (平成 30 年 7 月 1 日現在)

①総括表

太字の内訳は次頁以降をご参照ください。

利用システム	団体区分	利用数	未利用	総数	利用割合
建築士・事務所 登録閲覧システム (照会)	特定行政庁 (限特以外)	289	16	305	95%
	限定特定行政庁	88	58	146	60%
	小計	377	74	451	84%
	指定確認検査機関	110	22	132	83%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含む) 注1	43	11	54	80%
	小計	153	33	186	82%
	合計	530	107	637	83%
台帳登録閲覧システム	特定行政庁 (限特以外)	194	111	305	64%
	限定特定行政庁	66	80	146	45%
	合計	260	191	451	58%

利用システム	団体区分	利用数	未利用	注2 総数	利用割合
法令・大臣認定 データベース	特定行政庁 (限特以外)	263	26	289	91%
	限定特定行政庁	69	19	88	78%
	小計	332	45	377	88%
	指定確認検査機関	80	30	110	73%
	指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含まず) 注3	0	6	6	0%
	小計	80	36	116	69%
	合計	412	81	493	84%

注 1) 指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含む) には、次の数が含まれる。

- ・自ら構造適判を行っている県の数 (確認検査部門は特定行政庁に計上)
- ・指定確認検査機関における構造適判部門の数 (確認検査部門は指定確認検査機関に計上)

注 2) 法令・大臣認定データベースに係る総数は、建築士・事務所登録閲覧システム (照会) の利用数とした。なお、法令・大臣認定データベースは建築士・事務所登録閲覧システムのオプションである。

注 3) 指定構造計算適合性判定機関 (県、確認検査兼業含まず) には、注 1 に掲げる数は含まれない。

②建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用 団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	埼玉県	越谷市	5	兵庫県	尼崎市	9	兵庫県	宝塚市	13	岡山県	玉野市
2	石川県	七尾市	6	〃	西宮市	10	〃	川西市	14	〃	新見市
3	〃	小松市	7	〃	芦屋市	11	奈良県	生駒市	15	大分県	日田市
4	長野県	松本市	8	〃	伊丹市	12	岡山県	岡山市	16	鹿児島県	鹿児島市

【限定特定行政庁】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	岩見沢市	16	北海道	富良野市	31	北海道	幕別町	46	埼玉県	白岡市
2	〃	留萌市	17	〃	登別市	32	〃	釧路町	47	長野県	飯田市
3	〃	稚内市	18	〃	恵庭市	33	〃	厚岸町	48	〃	塩尻市
4	〃	美唄市	19	〃	伊達市	34	〃	中標津町	49	岐阜県	高山市
5	〃	芦別市	20	〃	北広島市	35	群馬県	藤岡市	50	〃	多治見市
6	〃	赤平市	21	〃	石狩市	36	埼玉県	鴻巣市	51	〃	可児市
7	〃	紋別市	22	〃	北斗市	37	〃	蕨市	52	愛知県	瀬戸市
8	〃	士別市	23	〃	当別町	38	〃	朝霞市	53	〃	豊川市
9	〃	名寄市	24	〃	余市町	39	〃	桶川市	54	〃	小牧市
10	〃	三笠市	25	〃	長沼町	40	〃	北本市	55	〃	大府市
11	〃	根室市	26	〃	美幌町	41	〃	八潮市	56	長崎県	平戸市
12	〃	千歳市	27	〃	遠軽町	42	〃	蓮田市	57	〃	松浦市
13	〃	滝川市	28	〃	白老町	43	〃	幸手市	58	〃	五島市
14	〃	砂川市	29	〃	音更町	44	〃	吉川市			
15	〃	深川市	30	〃	芽室町	45	〃	杉戸町			

③建築士・事務所登録閲覧システム（照会） 未利用団体一覧（その2）

【指定確認検査機関（地方整備局指定）】

No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	福島県	株式会社建築検査機構	3	山梨県	株式会社Y K S 確認検査機構
2	東京都	多摩確認検査株式会社			

【指定確認検査機関（知事指定）】

No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	株式会社建築確認検査機構あさひかわ	11	新潟県	株式会社新潟建築確認検査機構
2	〃	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	12	岐阜県	有限会社みの建築確認検査センター
3	〃	株式会社住まい建築検査	13	愛知県	株式会社名古屋建築確認・検査システム
4	青森県	有限会社アーバン建築確認検査機関	14	兵庫県	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
5	秋田県	公益財団法人秋田市総合振興公社	15	和歌山県	一般財団法人和歌山県建築住宅防災センター
6	〃	株式会社秋田建築確認検査機関	16	鳥取県	一般財団法人鳥取県建築住宅検査センター
7	〃	株式会社北日本建築検査機構	17	山口県	一般財団法人山口県建築住宅センター
8	山形県	株式会社山形県建築サポートセンター	18	香川県	株式会社香川県建築住宅センター
9	福島県	合同会社あんしん住宅検査センター	19	沖縄県	一般財団法人沖縄県建設技術センター
10	埼玉県	株式会社埼玉建築確認検査機構			

【指定構造計算適合性判定機関】

No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	岩手県	一般財団法人岩手県建築住宅センター	7	長野県	一般財団法人長野県建築住宅センター
2	宮城県	一般財団法人宮城県建築住宅センター	8	大阪府	株式会社国際確認検査センター
3	山形県	株式会社山形県建築サポートセンター	9	山口県	一般財団法人山口県建築住宅センター
4	福島県	一般財団法人福島県建築安全機構	10	大分県	一般社団法人大分県建築構造技術センター
5	東京都	株式会社J 建築検査センター	11	沖縄県	一般財団法人沖縄県建設技術センター
6	福井県	一般財団法人福井県建築住宅センター			

④台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その１）

【特定行政庁（限特以外）】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	北海道	51	群馬県	館林市	101	岐阜県	各務原市	151	岡山県	津山市
2	〃	函館市	52	埼玉県	埼玉県	102	静岡県	静岡県	152	〃	総社市
3	〃	旭川市	53	〃	さいたま市	103	〃	静岡市	153	〃	笠岡市
4	〃	室蘭市	54	〃	川口市	104	〃	浜松市	154	広島県	広島県
5	〃	釧路市	55	〃	草加市	105	〃	沼津市	155	〃	広島市
6	〃	帯広市	56	〃	熊谷市	106	〃	富士宮市	156	〃	福山市
7	〃	苫小牧市	57	千葉県	千葉県	107	〃	富士市	157	〃	呉市
8	青森県	青森県	58	〃	千葉市	108	〃	焼津市	158	〃	三原市
9	〃	青森市	59	〃	松戸市	109	愛知県	豊橋市	159	〃	尾道市
10	〃	弘前市	60	〃	柏市	110	〃	岡崎市	160	〃	東広島市
11	〃	八戸市	61	〃	市原市	111	〃	一宮市	161	〃	廿日市市
12	岩手県	岩手県	62	〃	木更津市	112	〃	春日井市	162	山口県	山口県
13	〃	盛岡市	63	〃	習志野市	113	〃	豊田市	163	〃	下関市
14	宮城県	宮城県	64	〃	流山市	114	三重県	三重県	164	〃	宇部市
15	〃	仙台市	65	〃	我孫子市	115	〃	四日市市	165	〃	山口市
16	〃	石巻市	66	〃	浦安市	116	〃	津市	166	〃	周南市
17	〃	塩竈市	67	東京都	千代田区	117	〃	松阪市	167	〃	萩市
18	〃	大崎市	68	〃	港区	118	〃	桑名市	168	〃	防府市
19	秋田県	秋田市	69	〃	江東区	119	〃	鈴鹿市	169	〃	岩国市
20	〃	横手市	70	〃	中野区	120	滋賀県	滋賀県	170	愛媛県	愛媛県
21	山形県	山形県	71	〃	足立区	121	〃	大津市	171	〃	松山市
22	〃	山形市	72	〃	葛飾区	122	〃	彦根市	172	〃	今治市
23	福島県	福島県	73	神奈川県	神奈川県	123	〃	長浜市	173	〃	新居浜市
24	〃	福島市	74	〃	横浜市	124	〃	近江八幡市	174	〃	西条市
25	〃	郡山市	75	〃	川崎市	125	〃	草津市	175	高知県	高知県
26	〃	いわき市	76	〃	横須賀市	126	〃	守山市	176	〃	高知市
27	茨城県	茨城県	77	〃	藤沢市	127	〃	東近江市	177	福岡県	福岡県
28	〃	水戸市	78	〃	平塚市	128	京都府	京都府	178	〃	北九州市
29	〃	日立市	79	〃	鎌倉市	129	〃	宇治市	179	〃	福岡市
30	〃	土浦市	80	〃	小田原市	130	大阪府	大阪府	180	〃	大牟田市
31	〃	古河市	81	〃	茅ヶ崎市	131	〃	大阪市	181	佐賀県	佐賀県
32	〃	北茨城市	82	〃	秦野市	132	〃	堺市	182	〃	佐賀市
33	〃	取手市	83	〃	厚木市	133	〃	吹田市	183	長崎県	長崎県
34	〃	つくば市	84	〃	大和市	134	〃	寝屋川市	184	〃	長崎市
35	〃	ひたちなか市	85	新潟県	新潟県	135	〃	箕面市	185	〃	佐世保市
36	栃木県	栃木県	86	〃	長岡市	136	〃	羽曳野市	186	熊本県	熊本県
37	〃	宇都宮市	87	〃	柏崎市	137	〃	門真市	187	大分県	佐伯市
38	〃	足利市	88	〃	新発田市	138	奈良県	奈良県	188	宮崎県	宮崎県
39	〃	栃木市	89	〃	上越市	139	〃	奈良市	189	〃	宮崎市
40	〃	佐野市	90	富山県	富山県	140	〃	橿原市	190	〃	日向市
41	〃	鹿沼市	91	石川県	石川県	141	和歌山県	和歌山市	191	鹿児島県	鹿児島県
42	〃	小山市	92	〃	金沢市	142	鳥取県	鳥取県	192	沖縄県	沖縄県
43	〃	那須塩原市	93	〃	加賀市	143	〃	鳥取市	193	〃	那覇市
44	〃	日光市	94	〃	野々市市	144	〃	米子市	194	〃	沖縄市
45	〃	大田原市	95	福井県	福井県	145	〃	倉吉市			
46	群馬県	群馬県	96	〃	福井市	146	島根県	島根県			
47	〃	前橋市	97	山梨県	山梨県	147	〃	松江市			
48	〃	高崎市	98	岐阜県	岐阜県	148	〃	出雲市			
49	〃	桐生市	99	〃	岐阜市	149	岡山県	岡山県			
50	〃	太田市	100	〃	大垣市	150	〃	倉敷市			

⑤台帳登録閲覧システム 利用団体一覧（その２）

【限定特定行政庁】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	北海道	東神楽町	21	埼玉県	東松山市	41	静岡県	藤枝市	61	山口県	長門市
2	岩手県	宮古市	22	〃	深谷市	42	〃	御殿場市	62	〃	山陽小野田市
3	〃	花巻市	23	〃	入間市	43	〃	袋井市	63	愛媛県	宇和島市
4	〃	北上市	24	〃	坂戸市	44	〃	裾野市	64	長崎県	島原市
5	〃	一関市	25	〃	日高市	45	〃	湖西市	65	〃	大村市
6	〃	釜石市	26	〃	松伏町	46	愛知県	半田市	66	鹿児島県	霧島市
7	〃	奥州市	27	千葉県	野田市	47	〃	安城市			
8	山形県	米沢市	28	〃	茂原市	48	〃	西尾市			
9	〃	鶴岡市	29	〃	鎌ヶ谷市	49	〃	江南市			
10	〃	酒田市	30	〃	君津市	50	〃	東海市			
11	〃	天童市	31	〃	四街道市	51	三重県	名張市			
12	福島県	会津若松市	32	〃	印西市	52	〃	亀山市			
13	〃	須賀川市	33	〃	白井市	53	鳥取県	境港市			
14	群馬県	渋川市	34	石川県	能美市	54	島根県	浜田市			
15	〃	富岡市	35	長野県	諏訪市	55	〃	益田市			
16	〃	安中市	36	静岡県	三島市	56	〃	大田市			
17	〃	沼田市	37	〃	磐田市	57	〃	安来市			
18	〃	みどり市	38	〃	伊東市	58	〃	江津市			
19	埼玉県	飯能市	39	〃	島田市	59	〃	雲南市			
20	〃	本庄市	40	〃	掛川市	60	広島県	三次市			

⑥通知・報告配信システム データ送信中の機関一覧

No	指定	名称	送信先
1	大臣	◎一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府下2庁
2	〃	◎ビューローベリタスジャパン株式会社	埼玉・神奈川・大阪 計6庁
3	〃	◎株式会社住宅性能評価センター	大阪府
4	〃	株式会社国際確認検査センター	大阪府下4庁、長崎県下5庁
5	〃	日本確認センター株式会社	千葉県下 16 庁
6	〃	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県下全庁
7	地整	◎株式会社阪確サポート	大阪府下4庁
8	〃	株式会社確認検査機構プラン21	京都・大阪・奈良 計8庁
9	〃	◎アール・イー・ジャパン株式会社	大阪府下4庁
10	〃	株式会社総合確認検査機構	大阪・和歌山 計4庁
11	知事	株式会社建築住宅センター	青森県下全庁
12	〃	一般財団法人岩手県建築住宅センター	岩手県下全庁
13	〃	一般財団法人宮城県建築住宅センター	宮城県下 5 庁
14	〃	株式会社仙台都市整備センター	宮城県下 5 庁
15	〃	株式会社東北建築センター	宮城県下 5 庁
16	〃	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	福島県下全庁
17	〃	公益財団法人群馬県建設技術センター	群馬県下 9 庁
18	〃	株式会社千葉県建築住宅センター	千葉県下 17 庁
19	〃	一般財団法人富山県建築住宅センター	富山県、富山市
20	〃	一般財団法人福井県建築住宅センター	福井県下全庁
21	〃	公益社団法人山梨県建設技術センター	山梨県
22	〃	一般財団法人滋賀県建築住宅センター	滋賀県下全庁
23	〃	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	京都府、宇治市
24	〃	◎一般財団法人大阪建築防災センター	大阪府下4庁
25	〃	株式会社兵庫確認検査機構	兵庫県
26	〃	一般財団法人なら建築住宅センター	奈良県
27	〃	一般財団法人島根県建築住宅センター	島根県下 5 庁
28	〃	岡山県建築住宅センター株式会社	岡山県下 5 庁
29	〃	株式会社広島建築住宅センター	広島県下全庁
30	〃	株式会社愛媛建築住宅センター	愛媛県下全庁
31	〃	公益社団法人高知県建設技術公社	高知県下全庁
32	〃	一般財団法人福岡県建築住宅センター	福岡県下 4 庁
33	〃	一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター	長崎県下 2 庁
34	〃	一般財団法人大分県建築住宅センター	佐伯市

◎印は、紙送付を原則行わない方式によるもの

⑦道路情報登録閲覧システム 利用団体一覧

【特定行政庁】

No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	秋田県	秋田市	4	福井県	福井県
2	山形県	鶴岡市	5	奈良県	奈良県
3	福島県	福島県	6	愛媛県	愛媛県

⑧建築行政地図情報システム 利用団体一覧

【特定行政庁】

No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名	No	区域	団体名
1	岩手県	花巻市	5	千葉県	茂原市	9	東京都	足立区	13	鳥取県	倉吉市
2	栃木県	栃木県	6	東京都	千代田区	10	〃	葛飾区	14	広島県	広島県
3	群馬県	太田市	7	〃	江東区	11	三重県	松阪市			
4	千葉県	千葉県	8	〃	中野区	12	鳥取県	米子市			

(2) 登録状況等

①台帳登録閲覧システムの登録件数

台帳登録閲覧システム利用の 260 庁のうち、庁内サーバ型を除く 251 庁における確認検査の登録件数（累計）です。申請単位による計上につき、建築物の数を示す数値ではありません。なお、建築物の確認申請の数値が突出しているのは、過去の紙台帳の一括投入等が実施されたケースがあることによります。

平成 30 年 3 月 31 日現在 単位：件					
	確認申請	計画変更	中間検査	完了検査	計
建築物	17,403,894	765,795	1,585,847	7,238,888	26,994,424
昇降機	382,638	1,684	175	319,707	704,204
建築設備	1,890	89	40	593	2,612
1 項工作物	427,711	10,734	86	259,728	698,259
2 項工作物	1,278	76	1	548	1,903
合計	18,217,411	778,378	1,586,149	7,819,464	28,401,402

②通知・報告配信システムを利用した指定確認検査機関からの送信件数

1 年間に送信された件数です。確認審査報告、検査報告、引受通知、変更届等の区別なく計上しているため、送信された建築物数を示すわけではありません。

平成 29 年度実績 単位：件	
指定確認検査機関数	送信件数
34	238,850

③法令・大臣認定データベースの照会件数

1 年間に実行された法令及び大臣認定各データベースの照会件数です。

平成 29 年度実績 単位：件		
	特定行政庁	指定確認検査機関
法令データベース	56,976	19,458
大臣認定データベース	31,088	30,512

3 . 改修状況

サブシステムの改修状況

第 1 台帳登録閲覧システム

法改正対応ほか、機能追加やバグ改修などを以下のとおり実施しました。
ご要望等を踏まえた機能追加やバグの改修は引き続き実施してまいります。

(1) 機能追加その 1 (平成 29 年 11 月 15 日リリース)

①入力（データ取込）機能の追加・改修

- ・XML 形式の報告データを一括で取込む機能について、新たに昇降機・工作物の取り込みにも対応した

②報告受付の追加・改修

- ・引受通知書の PDF 形式によるデータ出力に対応した

③台帳記載証明書・通知書の出力機能の追加・改修

- ・EXCEL 形式の台帳記載証明書（建築物）について、行政庁による独自様式のカスタマイズを可能とした
- ・EXCEL 形式の台帳記載証明書（建築物）と確認済証（建築物）の reference シートに、主な申請書第四面の情報の出力を追加した
- ・許可通知書、認定通知書、仮使用認定通知書（35 号様式）の通知者を指定できるようにした

④定期報告の追加・改修

- ・定期報告台帳を作成する際に、確認台帳（確認申請書第四面）の情報を取り込んで作成できるようにした

⑤進達機能の追加・改修

- ・進達ファイルの取込み時に、元確認情報と紐づけするようにした

⑥統計機能（基本統計）の追加・改修

- ・基本統計機能の仮使用認定件数集計表について、建築物の報告件数を 1 ～ 3 号を別々に集計するようにした

(2) 機能追加その 2 (平成 30 年 2 月 7 日リリース)

①報告受付の追加・改修

- ・報告受付（配信）での一括登録時に、受付日付を変更可能にした
- ・報告書・引受通知書に特記事項欄を追加した
- ・報告書から申請書に自動コピーする際、未入力項目はコピーしないようにした

②報告台帳機能の追加・改修

- ・報告台帳検索結果を EXCEL に出力できるようにした

③統計機能（データ抽出）の追加・改修

- ・データ抽出の「電子台帳・帳簿」に、仮使用認定情報を出力できるようにした

④通知・報告配信システムの追加・改修

- ・送信履歴／受信履歴検索画面等で、ステータス（配信済、受信済、受理済など）を指定せずに検索を可能とした
- ・通知・報告受信画面等の検索結果に、申請対象（建築物、工作物 1、昇降機など）を追加した
- ・通知・報告受信画面に当該報告書の処分番号を表示するようにした

（３）法改正対応 （平成 30 年 3 月 30 日リリース）

- ・用途地域に、田園住居地域を追加した
- ・建築物用途に、08630 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの、08640 農業の生産資材の貯蔵に供するもの、08650 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、・・・を追加した

（４）機能追加その 3 （平成 30 年 7 月 11 日リリース）

①検索機能の追加

- ・概要書検索画面に、検索条件として物件情報を追加した
- ・概要書検索画面に、検索時の AND 検索項目として建築主、建築物名称、申請者等、メモ（一面）を加えた

②報告台帳機能の改修

- ・報告物件について、申請書（概要書）入力情報を修正した時に、報告書入力情報にも反映するようにした

③通知書出力機能の改修

- ・EXCEL 形式の台帳記載証明書について、建築物以外の昇降機、工作物も行政庁によるカスタマイズを可能にした
- ・EXCEL 形式の台帳記載証明書の reference シートに、第一面・メモ欄の出力を追加した
- ・EXCEL 形式の台帳記載証明書（建築物）と確認済証（建築物）の reference シートに、省エネ適判情報の出力を追加した
- ・PDF にて各種帳票を出力した時に、文字切れを起こさないようにした

▼台帳記載事項証明様式の設定画面

No	帳票名	ICBA様式	状態	
1	台帳記載証明書(建築物)	ダウンロード	設定済	アップロード
2	台帳記載証明書(昇降機)	ダウンロード	設定済	アップロード
3	台帳記載証明書(建築設備)	ダウンロード	未設定	アップロード
4	台帳記載証明書(法第88条第1項工作物)	ダウンロード	設定済	アップロード
5	台帳記載証明書(法第88条第2項工作物)	ダウンロード	未設定	アップロード

※EXCELファイル

確認台帳（建築物）記載証明書

第 H 3 0 建 台 証 0 1 2 3 4 号
平 成 3 0 年 6 月 2 6 日

一般財団法人 I C B A 確認検査センター 印

下記のとおり確認台帳（建築物）に記載してある事項と相違ない事を証明します。

記

1. 申請年月日 平成 30 年 4 月 1 日
2. 建築確認番号 第 H 3 0 確認建築 I C B A 0 0 1 2 3 号
3. 建築確認年月日 平成 30 年 4 月 7 日

④建築計画概要書等取得（道路 XML：データ連携用ファイル）

- ・報告台帳を更新した時に、データ連携用ファイル（道路 XML ファイル）を出力するようにした

（５）現在改修中の項目：要望関係（１０項目）

①入力

- ・配信システムからの報告受付画面から、概要書情報（申請書）の修正可能に

②検索

- ・概要書検索画面に、検索条件として「建築物全体面積（申請部分）」を追加し、結果一覧に「主要用途区分」「構造（基本統計）」「建築物全体面積」を追加

③帳票出力

- ・交付できない旨の通知書の EXCEL 出力対応
- ・処分等の概要書へ変更履歴の追加出力対応
- ・報告書 PDF 出力結果に特記事項の追加対応

④データ抽出

- ・電子台帳・帳簿に「その他担当」を追加
- ・確認等台帳情報に「工事施工者」、「建蔽率」、「容積率」、「交付者」を追加
- ・報告書関連情報に特記事項を追加

⑤報告台帳

- ・報告書検索画面の検索条件に特記事項を追加

⑥建築計画概要書等取得

- ・物件を削除した情報を、データ連携用ファイル（道路 XML ファイル）に出力する

第2 建築士・事務所登録閲覧システム

機能追加改修等を以下のとおり実施しました。

今後も、ご要望等を踏まえた改修は引き続き実施して参ります。

(1) 改修済の機能

() 内はリリース日

①建築士関係

1. 「同一人物特定機能」追加（国交省関連）(H30/3/30 完了)

- ・同一人物が一級と二級など複数の建築士資格を持つとき、事務所に所属する建築士を対象として、従来は不明であった同一人物であるか否かを分かるようにする機能を新設

2. 外部データ取込機能変更 (H30/3/23 リリース)

- ・建築士に関する諸手続のデータを、本システム外で作成し、本システムに取込む機能について、作業の効率化のため、従来の「外部入力ツール」を経由する方法を廃止し、CSVファイルで簡単に取り込むことができる機能に変更

3. 建築士 報告書・帳簿作成機能修正 (H30/3/23 リリース)

- ・集計の効率化、正確性向上のため、集計表に項目（住所変更件数、書換件数等）を追加し、集計表の根拠リスト（詳細表）を新規出力

4. 登録処理リストPDF帳票改善（その1）(H30/3/23 リリース)

- ・出力項目（申請等受付年月日、手続理由、手続事項発生年月日等）を追加。一部不具合が残るため引き続き改修予定

②建築士事務所関係

1. 登録簿 管理建築士に関する出力項目追加 (H30/3/23 リリース)

- ・管理建築士は登録簿にのみ出力していたが「所属建築士一覧」にも出力。更に構造（設備）一級建築士の登録がある場合は、当該登録番号も出力

2. 無効事務所の復活機能追加 (H30/3/23 リリース)

- ・誤って事務所を無効にすると、利用者はそれを復活できなかったため、誤記訂正で復活可能とした（対象は、廃業届、期限切れ抹消、法第26条による取消）

(2) 改修予定の機能

①建築士・建築士事務所共通

1. ファイルを添付する際の機能改善

- ・ファイルを添付する際は登録する直前にする必要がある。この手順をいつ添付してもよいように改善

②建築士関係

1. 成年後見制度の欠格条項廃止に伴う建築士法改正対応

- ・建築士法改正により機能改修の必要が生じた場合、速やかに改修を実施

2. 登録処理リストPDF帳票改善（その2）

- ・前回(平 30. 3. 23)の改善残を改修

③建築士事務所関係

1. PDF に出力項目を追加

- ・建築士事務所の検索、照会、校正リストに出力項目を追加

2. 所属建築士の並び順

- ・所属建築士を並び替えて表示できる機能の追加

3. 業務報告督促の「抽出」年度範囲を拡大

- ・過去 10 年分に限定していた出力を過去の全てについて抽出可能とする

4. 建築士事務所の個人申請者の検索方法

- ・過去に姓名を一項目で入力していたが、暴力団対応（警察照会）の必要から姓と名を分割した。そのため、検索方法も修正が必要

5. 事務所所属建築士数

- ・所属建築士数一覧の自動更新機能の不具合を修正

6. 事務所検索・照会（画面出力の改善）

- ・検索に管理建築士の旧姓フリガナを表示。照会に管理建築士の旧姓フリガナ・旧姓・氏名イメージ表示

4 . 利用方法

利用方法・利用料について

（１）台帳登録閲覧システムによる民間確認物件の管理について

※ 昨年度資料再掲

台帳登録閲覧システムをご利用の一部特定行政庁には、民間確認物件を（台帳登録閲覧システムではなく）別システムで管理しているケースがあるようです。

この要因として、従前台帳登録閲覧システムの動作速度が十分でなかったこと等があると思われませんが、今後は以下事由により、台帳登録閲覧システムの活用をぜひご検討ください。

①業務の合理化

特定行政庁確認、民間確認を台帳登録閲覧システムで統合的に管理することにより、データの相互コピーによる入力作業の合理化、検索・集計業務の合理化を図ることができます。

また、例えば民間確認物件を年度別の E X C E L ファイルとして長年集積した場合、管理項目や入力内容が不揃いとなったり、同じようなファイルが複数生成してどれが正なのかわからなくなったりしがちであり、これらを将来統合する際には相当なコストがかかることになります。

②動作速度問題は解消

建築行政共用データベースシステムは平成 2 8 年 1 月にシステムのハードウェアを全面刷新し、台帳登録閲覧システムについてもリリース当時と比べると大幅な動作速度向上を実現しました。例えば E X C E L への入力と比較しても、ストレスなく作業を進めることができますと考えております。

また、利用者のご要望を元に機能改修も継続的に行っており、民間確認物件の入力や集計機能も様々な改善がなされています。

③別システムのデータの移行

今後台帳登録閲覧システムで民間確認を統合管理しようとした場合、これまで別システムに登録されていたデータを台帳登録閲覧システムに移行する必要があります。

この場合、別システムから C S V ファイルとして出力できれば、利用者ご自身にて台帳登録閲覧システムにデータを取り込むことが可能です。これにより、過去物件の検索なども全て台帳登録閲覧システム上で行えるようになります。

④データによる通知報告の受け入れ

通知・報告配信システムの普及により、これまでの用紙による通知報告に加え、データによる通知報告の需要が、指定確認検査機関において今後ますます増えてくるものと思われます。データによる通知報告は、特定行政庁における入力作業削減につながり、これを受け入れることで大きなメリットが期待できます。

データによる通知報告の受け入れは、台帳登録閲覧システムを利用することが最も確実・簡便です。

(2) 実在の建築士事務所を騙った確認申請事案の再発防止策

本年5月に発生した、実在する建築士及び建築士事務所を騙って確認申請を行った事案を受け、建築確認手続きの中で再発防止策を講ずるよう技術的助言（H30 国住指 452）が発出されました。

技術的助言では、代理者が建築士でなく、設計者の所属する建築士事務所の職員でもない場合等において、確認申請書に記載の建築士事務所に連絡することとされております。

建築士・事務所登録閲覧システムでは、建築士事務所の電話番号を簡単に照会することができますのでご活用ください。

▼事務所登録情報照会画面

新規登録年月日	平成31年1月1日	登録都道府県名	13:東京
登録番号	第12345号	登録年月日	平成30年6月30日
事務所資格区分	一級		
事務所名称フリガナ	カブシキガイシャアイシービーエーイックユウケンチクシムジョ		
事務所名称	株式会社アイシービーエー一級建築士事務所		
事務所イメージ表示			
事務所所在地郵便番号	1620825		
事務所所在地	東京都新宿区神楽坂1丁目15番		
事務所所在地ビル名等			
事務所電話番号	0352257701	事務所FAX番号	***

国住指第 452 号
平成 30 年 5 月 15 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける建築士及び建築士事務所の関与の有無の確認について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

現在、確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）等に基づき、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案の再発防止を図る観点から、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無の確認をお願いしているところであります。

今般、建築士でない者が設計等を行い、建築確認手続きの際に、実際には関与していない実在する建築士及び建築士事務所の名を無断で使用し、虚偽の建築確認申請を行った事案が発生したところです。

このため、同様の事案の再発防止を図る観点から、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で、建築主の代わりに確認申請を行う者が建築士でなく、当該申請を行う者が確認申請書の設計者欄に記載されている建築士事務所に所属していない場合等において、確認申請書に記載されている建築士事務所に連絡することや、建築士免許証又は建築士免許証明書の写しを提出させること等により、建築士及び建築士事務所の関与の有無を確認していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

(3) 国土交通省等による台帳登録閲覧システムに登録した情報の照会等について

特定行政庁が台帳登録閲覧システムに登録した情報のうち、建築計画概要書記載事項等については、利用契約に基づいて当該特定行政庁が認める場合に限り、国土交通省及び都道府県（以下「国土交通省等」）が利用することができます。

しかしながら、建築計画概要書記載事項等に個人情報が含まれていることから、これを国土交通省等が利用することを認める特定行政庁はごく一部に留まります。

そこで、国土交通省等による有効利用を促進するため、次のとおり変更する予定です。平成 31 年度の契約締結時にご了承いただきますようお願いいたします。

利用契約における国土交通省等による利用範囲を、次のとおり改めます。

現 建築計画概要書記載事項等

改 建築計画概要書記載事項等 （個人情報を除く）

改正時期 平成 31 年度利用契約より

利用契約改正により、国土交通省等は建築計画概要書情報から以下内容を除いた項目を利用できるものとします。

第一面

- ・【1. 建築主】、【2. 代理者】、【6. 工事施工者】の全項目。
- ・【3. 設計者】の【1. 作成又は確認した設計図書】を除いた項目。
- ・【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】の【1. 意見を聴いた設計図書】を除いた項目。
- ・【5. 工事監理者】の【1. 工事と照合する設計図書】を除いた項目。

第二面

- ・【1. 地名地番】、【2. 住居表示】の内容。

(4) 利用サポート

①操作サポート

建築行政共用データベースシステムの操作に関するご質問及びシステム障害等についてのお問い合わせを、電話若しくは電子メールにてお受けしています。

建築行政共用データベースシステム サポートデスク

台帳登録閲覧システム Tel : 03-5225-7807

建築行政地図情報システム Tel : //

建築士・事務所登録閲覧システム Tel : 03-5225-7720

道路情報登録閲覧システム Tel : 03-5225-7719

電話対応時間：平日 8：30～19：00（平成 30 年 7 月 1 日現在）

電子メール：toiawase@icba.or.jp（全システム共通）

②サポート時間の変更について

平成 31 年 4 月 1 日より、次のとおりサポート時間を改めます。

現 8:30～19:00 (12:00～13:00 を除く)

改 9:00～18:00 (12:00～13:00 を除く)

③操作説明会

1) ICBA 主催による操作説明会

利用者を対象に、台帳登録閲覧システムの基本操作を中心とした操作説明会（無料）を、定期的に実施しております。（所要時間は 3 時間程度）

2) 利用団体主催による説明会への講師派遣

ご希望の場所へ講師派遣を行います。お気軽にご用命ください。

- ・開催予定日の 1 か月ほど前までにご連絡ください。
- ・講師派遣に伴う費用は、出張旅費・宿泊費を含めて ICBA が負担します。
- ・配付資料は ICBA より提供します。PC・プロジェクタもご用意可能です。
- ・会場のお手配は、主催者にてお願いします。
- ・PC はネットワーク接続が必要です。会議室等で実施の場合はご注意ください。
- ・例年 4～5 月は開催が集中しますので、この時期の開催をご検討の場合はお早めにご連絡ください。



お申込み・お問い合わせ先

システム部 サポート課 E-mail : gr-support@icba.or.jp Tel : 03-5225-7705

(5) 平成 31～33 年度利用料について

①原則

ア サブシステム別に、確認件数等に基づいて利用料を計算する

各サブシステムの利用料が業務規模等に応じた金額となるよう、算定基礎として年間確認件数等を用います。

年間確認件数等は、利用開始又は利用料見直し年度の 2 年度前の実績によります。

イ 利用料見直しを 3 年度毎に行う

業務規模等が適正に利用料に反映されるよう、3 年度毎に見直しを行います。

平成 25 年度に第 1 次見直しを、平成 28 年度に第 2 次見直しを行いました。よって平成 31

年度は、第3次見直しとなります。

▼第1次見直し

25年度	26年度	27年度
------	------	------

▼第2次見直し

28年度	29年度	30年度
------	------	------

▼第3次見直し

31年度	32年度	33年度
------	------	------

▼第4次見直し

34年度

②留意点

ア 特定行政庁、指定確認検査機関

平成29年度の年間確認件数及び年間報告受理件数（建築物のみ、計画変更・計画通知・工作物・昇降機等は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

イ 指定構造計算適合性判定機関

平成29年度の構造計算適合性判定件数（計画変更・計画通知は除く）の実績により再算定します。すなわち、件数変動による利用料総額の変動が発生します。

ウ 建築士法関係団体

変更はありません。

③平成31年度の利用契約における消費税の扱い

- ・平成31年度の利用契約については、平成31年10月1日の消費税率引き上げが決定された場合、以下のとおり対応します。

平成31年度の利用料に係る消費税率

9月分までの各月：8%

10月分以降の各月：10%

- ・消費税率が延期された場合は、引き続き8%とします。

④その他

ア 通知・報告配信システムの無料措置

平成30年度まで利用料低減策の一環として無料で提供してきた通知・報告配信システムは、平成33年度まで無料措置を延長します。

イ 激甚緩和措置（東日本大震災、熊本地震）

東日本大震災による激甚災害指定地域における共用データベース利用料の緩和措置については、引き続き平成33年度末まで継続します。

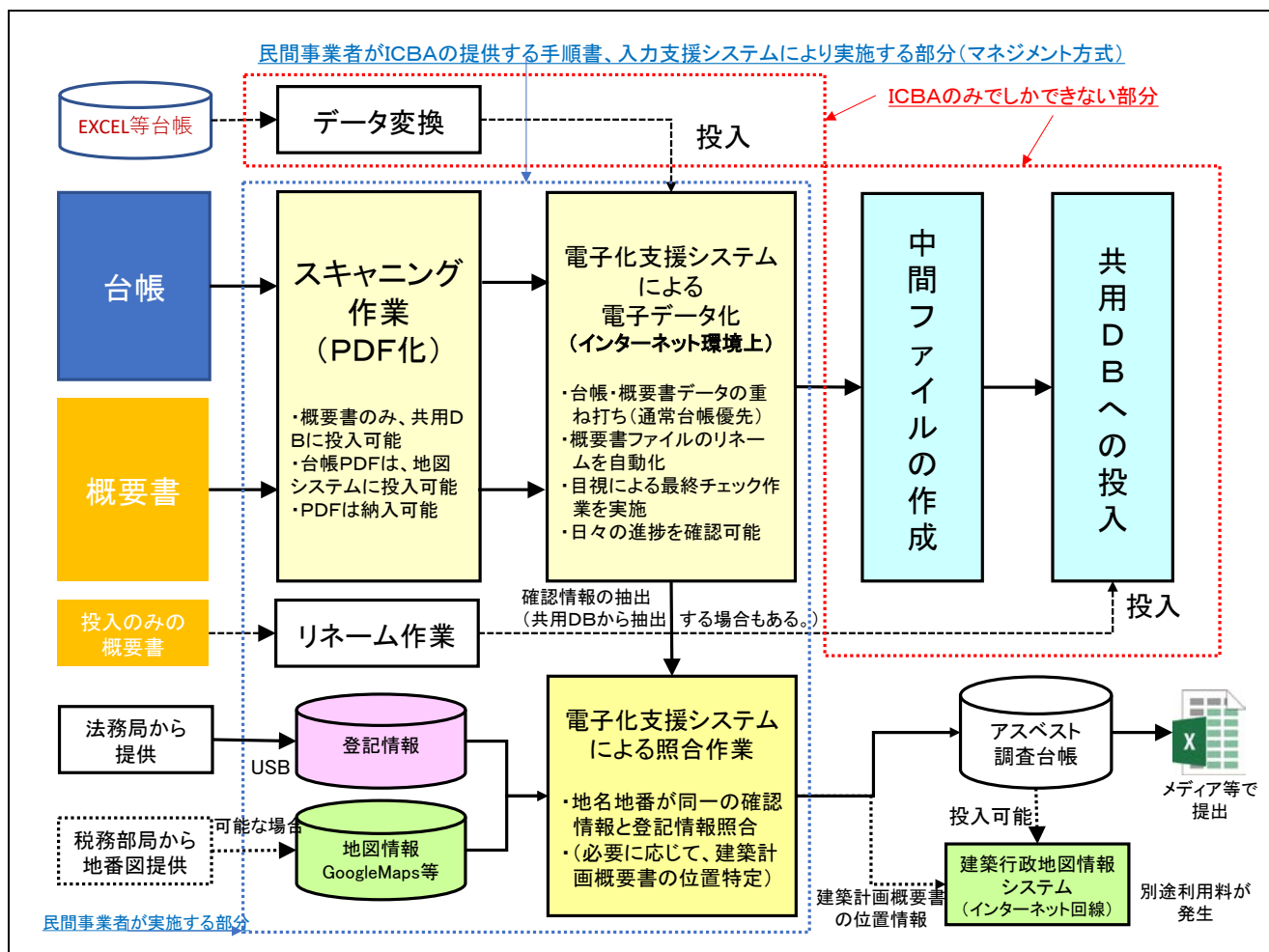
また熊本地震による激甚災害指定地域においても、新たに緩和措置を平成33年度末まで講じます。

5. その他

(1) 既存建築確認台帳の電子データ化について

ICBAでは、特定行政庁に保管された紙の建築確認台帳等の情報を建築行政の基礎資料として活用するため、これらの情報を電子データ化して共用DBに投入する業務を実施しています。

表1 ICBAの実施する建築物等の電子化業務の全体像について



1) 業務受託方法について

表2の区分①の「マネジメント方式」により、ICBAが民間事業者に対して手順書とクラウド上で機能する電子化支援システムを提供する電子化業務を受託しています。この「電子化支援システム」とは、セキュリティが確保されたインターネット上のクラウドの環境において、特定行政庁ごとにカスタマイズした入力フォームをICBAが提供するものであり、日々の進捗状況を特庁のパソコン画面から確認することができます。

なお、共用DBに投入するデータを作成するには、一定のデータ仕様を満足する「中間ファイル」（XML ファイル）を作成する必要があり、これを検証環境で事前に確認したのち、共用DBの本番環境に投入します。

表2の区分②の「電子データの移行」は、過去において電子化した既存の電子データ（CSV、Excel、Access など）による台帳データ等を変換し、共用DBに投入するものであり、①と②を組み合わせて実施する場合もあります。

表2 ICBAのデータ入力・移行支援のパターン

業務プロセス 区分	電子化 マネジメン ト	紙データ のスキャ ン	データパ ンチ入力	電子化 支援ツ ール提供	データ変 換と移行	備考
① マネジメント 方式	○	民間業者と 作業分担		○	○	・特庁とICBA、民間業者の2 契約が必要となります。
② 電子データの 移行	—	過去において作成		—	△	・Access・Excel の既存の台帳 データがある場合。
③ 直接受託によ る方式	○	○	○	○	○	・原則実施していません。

2) アスベスト補助金を活用した電子化について

アスベスト補助金は、平成 29 年 12 月 25 日「住宅・建築物安全ストック形成事業(アスベスト改修事業)の延長について」(事務連絡)及び社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 30 年 6 月改正)のとおり、平成32年度まで延長されています。

この補助金は定額補助であり、台帳・建築計画概要書を電子化し、そのテキスト情報と概要書PDFを共用DBに投入することのほか、一定の確認情報と登記情報を地名地番で紐つけることにより作成する「アスベスト調査台帳」を整備する費用が全額補助対象とされています。

建築物台帳等が電子化されることにより、既存住宅売買の円滑化のため、平成 29 年 3 月 31 日国住指第 4546 号「台帳記載事項証明書の発行について」(課長通知)で求められている台帳記載事項証明書の発行も容易となると考えられます。

3) 建物登記の電子情報と建築確認情報の紐つけについて

平成 28 年 5 月 24 日付国住指第 4276 号「定期報告及びアスベスト対策に係る台帳の整備に関し必要な登記情報及び地図情報の電子データによる提供依頼等について」((課長通達)より、アスベスト調査台帳等の整備に関し、所管の法務局から建物登記の電子データによる提供を受けることが可能となりました。

通常、市町村の税務課等が作成している電子化された地番図も活用すれば、確認情報及び登記情報を地名地番をキーとして紐付ける作業を、より効率的に進めることができます。

なお、アスベスト調査台帳は、エクセルの表として作成する場合と、現住所を確認して建築行政地図情報システムやGISにポリゴンとして投入する場合があります。

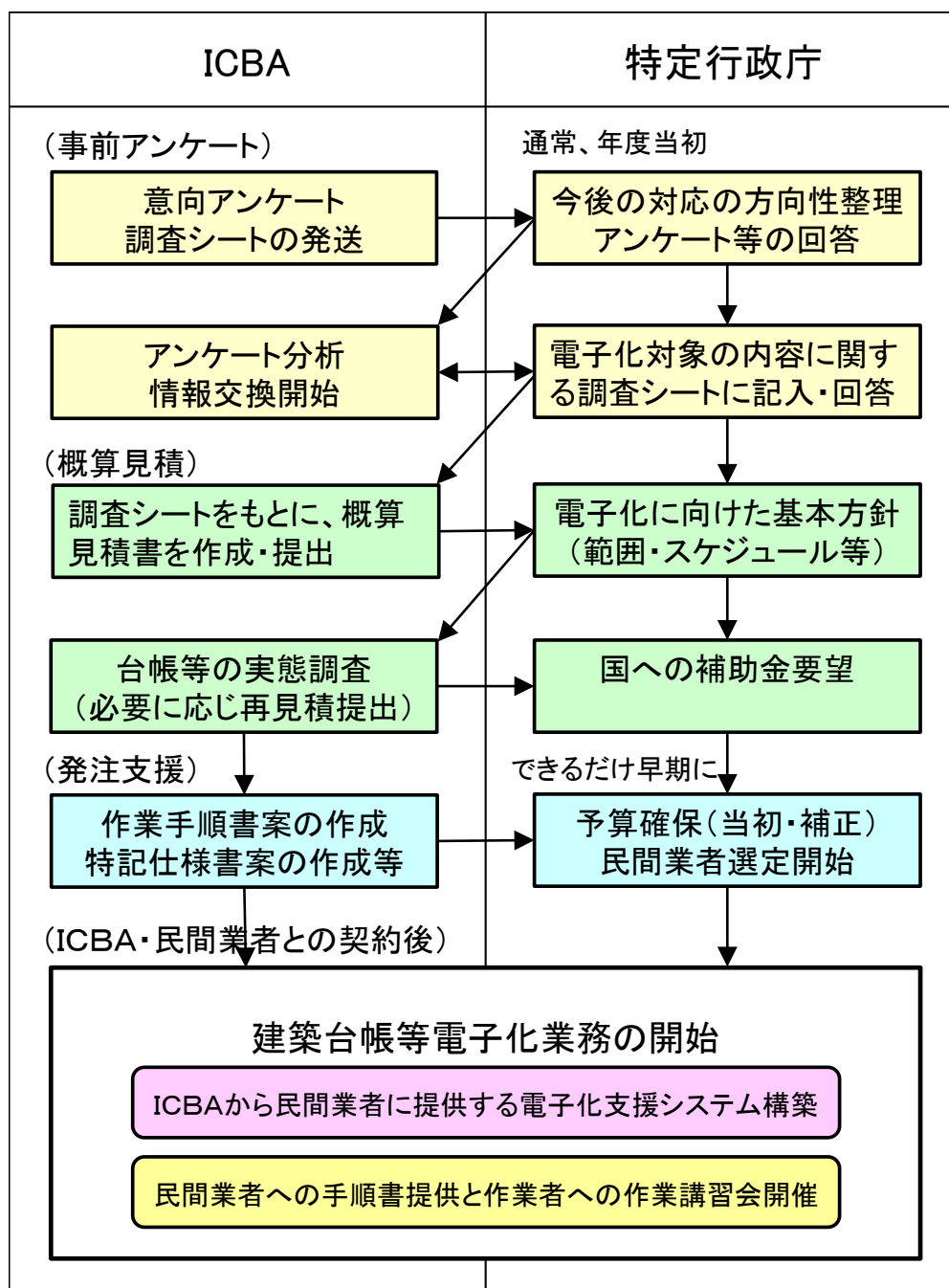
4) 業務の進め方の手順

ICBAから年度当初電子化に係るアンケートを発送し、ニーズ等を把握します。

ご要望があれば、電子化対象の台帳、概要書の分量等をもとに、概算見積を作成・提出します。

併行して、作業する民間業者の候補を選定してください。

アスベスト補助金を活用した電子化の進め方フロー



※ICBAにおいて、民間業者が電子化支援システム上において作成した電子データをデータ変換のうえ、最終的には共用DBに投入します。

5) 最近の実績

平成 28・29 年度の実績は以下のとおりです。

特定行政庁	業務名	契約金額	受託方式
千代田区	確認台帳等電子化一式・地図システム設定業務	60,100	③
米子市	確認台帳等電子化一式・地図システム設定業務	54,700	③
足立区	アスベスト台帳作成業務	45,220	③
岐阜市	確認台帳等電子化一式	37,102	③
高崎市	確認台帳等電子一式・アスベスト台帳作成業務	31,980	③
佐野市	アスベスト台帳作成業務	18,500	③
葛飾区	アスベスト台帳建物所有者アンケート業務	15,940	③
弘前市	確認台帳等電子化マネジメント業務	12,290	①
横手市	確認台帳等電子化マネジメント業務	11,650	①
栃木市	確認台帳等電子化マネジメント業務	11,200	①
藤沢市	確認台帳等電子化マネジメント業務	10,670	①
周南市	確認台帳等電子化マネジメント業務	7,642	①
千葉県	台帳補助システム定期報告機能改修業務	4,610	③
沖縄県	登記情報位置特定支援	2,500	①
千葉県	アスベスト台帳作成業務	2,330	①
中野区	共用DB入力作業	128	③
平成28年度 計		326,562	
岐阜市	アスベスト台帳整備に伴う建築確認台帳等電子化業務	40,500	③
鳥取県	建築物台帳等電子化業務	36,980	③
境港市	建築物台帳等電子化業務	22,200	③
栃木市	アスベスト台帳(基本情報)整備業務	17,140	③
弘前市	確認申請台帳電子化業務	11,070	①
松阪市	確認台帳等電子化支援業務	10,480	①
横手市	アスベスト台帳作成支援業務	5,250	①
沖縄県	アスベストデータベース作成(建築物所有者特定業務)支援委託業務	4,420	①
栃木県(H28・29)	Excelからのデータ移行	2,760	②
太田市	建築行政地図情報システムデータ作業業務	400	②
平成29年度 計		151,200	

注) 上表では直接受託が多くありますが、平成 30 年度から、発注手続きの簡素化、財政部局からの指示などの理由により直接受託をお受けしませんのでご留意ください。

6) 参考資料

- (ア) 平成 22 年 6 月 8 日 建築確認手続き等の運用改善等に係る担当課長会議資料
- (イ) 平成 26 年 11 月 国土交通省「建築物石綿含有建材調査マニュアル」
- (ウ) 平成 29 年 6 月 22 日 国住指第 810 号「民間建築物における今後のアスベスト対策について」(課長通知)
- (エ) 平成 29 年 12 月 25 日 「住宅・建築物安全ストック形成事業(アスベスト改修事業)の延長について」(事務連絡)
- (オ) 社会資本整備総合交付金交付要綱(平成 30 年 6 月改正)

(2) 建築行政・技術情報提供事業

①講習会

■建築審査・検査者を対象とした能力向上を目的とした研修会

・「建築構造審査・検査要領－実務編 審査マニュアル－2018 年版」解説講習会

建築確認申請の審査の実務について表記冊子の執筆者が講義を行うものです。

＜大 阪＞ 平成 30 年 4 月 23 日（参加人数 279 名）

会 場：グランキューブ大阪

＜東 京＞ 平成 30 年 4 月 25 日（参加人数 263 名）

追加開催：平成 30 年 8 月 6 日（定員 250 名）

会 場：飯田橋レインボービル

後 援：日本建築行政会議、一般社団法人日本建築構造技術者協会

・平成 30 年度建築確認実践研修

審査実務経験の浅い行政庁等の職員を対象に建築確認審査の実践能力の向上を図るため、意匠・設備コースと構造コースの研修を行います。

＜第 1 回＞ 構造コース 平成 30 年 11 月 19 日～20 日の 2 日間（定員 80 名）

意匠・設備コース 平成 30 年 11 月 21 日～22 日の 2 日間（定員 80 名）

会 場：全水道会館

＜第 2 回＞ 構造コース 平成 31 年 1 月を予定

意匠・設備コース 平成 31 年 1 月を予定

後 援：日本建築行政会議（予定）

・平成 30 年度建築確認実務

建築基準法をはじめ、消防法など関連する法令に関する知識の修得、建築確認において問題となる事例に関する討議を通じ、実務能力の向上を図ります。

＜第 1 回＞ 平成 30 年 6 月 19 日～22 日の 4 日間

＜第 2 回＞ 平成 30 年 9 月 11 日～14 日の 4 日間

会 場：（一財）全国建設研修センター 研修会館

共 催：（一財）全国建設研修センター

■建築基準適合判定資格者検定試験を受検される方を対象とした講習会

・平成 30 年度建築基準適合判定資格者（建築主事等）検定受検講習会

「平成 30 年度版建築基準適合判定資格者の手引き」を用いた、検定受検者のための講習会です。

開催日時：平成 30 年 5 月 21 日（参加人数 249 名）

会 場：ベルサール神田

後 援：日本建築行政会議

・平成 30 年度建築主事等養成直前研修及び模擬試験

「平成 30 年度 建築基準適合判定資格者の手引き」を用い、3 日間により詳細かつ実践的な内容による研修を行い、最終日は模擬試験で総まとめを行います。

開催時期：平成 30 年 7 月 18 日～7 月 21 日の 4 日間（募集人数 80 名）

会 場：ビジョンセンター田町（田町）

後 援：日本建築行政会議

協力（模擬試験開催）：NPO 法人建築基準法の適用に関する建築主事ネットワーク(BONT)

②図書販売

今年度販売している主な図書は以下のとおりです、ホームページ上で販売しています。

- ・ **2015 年版 建築物の構造関係技術基準解説書（2016 年追補収録版）（通称：黄色本）**
構造設計・審査のバイブル的存在です。本改訂版は 2016 年 12 月までの法令等の改正・施行を反映させています。

一般価格：8,640 円（税込）、会員価格：7,776 円（税込）

平成 29 年 10 月 25 日 第 4 刷発行

- ・ **建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 2017 年度版**

法令等の改正、利用者等からの質疑に対する回答やその後の検討結果を踏まえた、適用事例 2013 年度版の改訂版です。

一般価格：4,968 円（税込）、会員価格：4,472 円（税込）

平成 29 年 11 月 15 日 発行

- ・ **平成 30 年度版 建築基準適合判定資格者の手引き**

これから建築基準適合判定資格者検定試験を受検する方の参考書です。過去 5 年間に
出題された各試験問題の出題目的、解答例を詳しく解説しています。

一般価格：3,564 円（税込）、会員価格：3,208 円（税込）

平成 30 年 5 月 18 日 発行

- ・ **建築構造審査・検査要領 - 実務編 審査マニュアル - 2018 年版**

平成 29 年 9 月までに公布・施工された建築基準法改正に対応し、建築基準関係規定における構造強度に関する基準について、適切かつ統一的な運用を図るために必要な事項についてまとめています。

一般価格：7,020 円（税込）、会員価格：6,318 円（税込）

平成 30 年 3 月 1 日 発行

- ・ **建築物の防火避難規定の解説 2016**

防火避難規定を的確に運用するための基本解説書として 4 年ぶりに改訂しました。

一般価格：4,629 円（税込）、会員価格：4,166 円（税込）※(株)ぎょうせいからの受託販売

平成 28 年 9 月 30 日 第 2 刷発行

③情報提供

- ・ **メールマガジンの配信**

建築行政関連情報を広く発信することを目的として、原則月 2 回配信しています。
登録はホームページから簡単に行えます。

【掲載内容】

- ・ 最新の建築関連法令など建築行政の動向
- ・ ICBA の講習会、図書刊行などの案内
- ・ 建築関連団体の講習会、図書刊行などの案内

- ・ **ホームページでの建築法令関連情報の提供**

建築物の構造関係技術基準解説書（通称：黄色本）に関する「Q & A」、「正誤表」、「2016 年追補」などを掲載しています。

その他、ICBA が開催する講習会や図書の「正誤表」や「Q & A」を掲載しています。

(3) 日本建築行政会議 ICT活用部会における検討状況について

ICBAでは、日本建築行政会議 ICT活用部会の運營業務を受託しております。

平成 29 年度は、建築確認の電子申請及び指定確認検査機関から特定行政庁への通知・報告を電子データで送受する電子報告についての実態調査と課題整理を実施しました。

1) これまでの検討状況について

・電子申請関係

指定確認検査機関及び申請者を対象に実施したアンケート、ヒアリング等により、電子申請の阻害要因となっている課題項目を下表のとおり整理しました。

表 1 課題一覧（電子申請関係）

No.	課題
1	電子証明書の取得が高価
2	事前協議済みの証明のための紙媒体提出
3	建築主押印が必要なための紙媒体提出（建築工事届・委任状）
4	電子署名した図書の訂正
5	消防同意のための図書印刷
6	保健所通知のための図書印刷
7	タイムスタンプの再付与

・電子報告関係

特定行政庁及び指定確認検査機関を対象に実施したアンケート、ヒアリング等により、電子報告の阻害要因となっている課題項目を下表のとおり整理しました。

表 2 課題一覧（電子報告関係）

No.	課題
1	閲覧のための紙媒体提出
2	内容チェックのための紙媒体提出
3	事前協議済みの証明のための紙媒体提出
4	見読性の確保のための紙媒体提出
5	変更届による訂正
6	誤記による訂正

2) 今後について

今年度は上記検討状況を踏まえ、建築確認電子申請等ガイドラインの改訂や用紙での提出が求められる書類の削減方法の検討など、課題解決に向けた検討を引き続き行っています。

なお、日本建築行政会議全国会議の部会報告会（平成 30 年 11 月 8 日開催予定）において、当部会の昨年度成果及び今年度の検討状況を報告しますので、ぜひご参加ください。

建築確認に関する国のICT政策の動向

世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（変更）（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 1 部 世界最先端デジタル国家創造宣言 II. IT を活用した社会システムの抜本改革

1 デジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行 （1）行政サービスの 100%デジタル化

これまでも単なる IT 化ではなく、BPR を前提とした、利用者にとっての価値や便益の創出を念頭に置いた取組を推進し、着実に成果を積み重ねてきているが、現在の取組を基にしつつ、その更なる拡充・横展開を進めなければならない。

行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる（行政サービスの 100%デジタル化）ために不可欠な 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿って、政府一体となって BPR を徹底し、手続オンライン化の徹底、添付書類の撤廃、ワンストップサービスの推進に取り組み、国民・企業の時間・労力の無駄を削減するとともに、行政運営の効率化を実現し、真に必要な分野・業務に行政資源を振り向けていくよう努める。

① デジタルファーストの実現

利用者中心の行政サービスを提供するため、デジタル化の 3 原則（デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップ）に沿った行政サービスの実現に向けた基盤の整備が必要である。行政手続等における オンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案（仮称）」を速やかに国会に提出する。また、デジタルファーストを実現し、利用者視点の行政サービスを提供するため、デジタルを前提とした BPR を行った上で、行政サービスに係る 受付や審査・決裁・書類の保存業務のデジタル処理、国や地方の行政機関間の情報連携の仕組みや民間を含めた情報連携を可能とするシステムを順次整備する。

未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 1 基本的視座と重点施策

2. 第 4 次産業革命技術がもたらす変化／新たな展開：「Society 5.0」

(3) 「行政」「インフラ」が変わる

国民生活やビジネスを取り巻くデジタル環境が大幅に変化中、旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則（「紙」から「データ」へ）の下、公的個人認証システムの普及と利便性向上により、様々なライフイベントや事業活動を巡る行政手続等において、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。

第 2 具体的施策 [3] 1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 旗艦プロジェクトの推進 ③デジタルファースト法の整備

・さまざまな手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API 整備等について、本年中に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む。

vi) 世界で一番企業が活動しやすい国の実現 ④建築関係手続のオンラインによる簡素化

・建築関係手続の一層の簡素化に向け、更なるオンライン化を推進し、オンライン化されていない手続について来年度中を目途に実施する。その際、事業者の利便性向上を図ることとし、特に法人認証基盤の活用や API 公開を検討する。

経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）

第 3 章「経済・財政一体改革」の推進 4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（3）地方行財政改革・分野横断的な取組等（国・地方の行政効率化、IT 化と業務改革）（抄）

行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続き簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む自治体への支援を進める。

（参考）デジタルファースト法案の主な内容（検討中）

① 行政手続のオンライン化の徹底

- ・ 行政手続のオンライン原則
- ・ 本人確認手法のデジタル化

② 添付書類の撤廃

- ・ 行政機関間の情報連携等による添付書類の省略
- ・ 添付書類のデジタル化

③ デジタル化を実現するためのシステム整備等

- ・ オンライン化及び添付書類の撤廃のためのシステム基盤の整備
- ・ システム整備に当たっての API の整備及び活用
- ・ デジタル化に当たってのデジタル・デバイドへの配慮

デジタル・ガバメント閣僚会議(平成 30 年 6 月 8 日)の資料より

（参考）行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（行政手続オンライン化法）

（目的）

第 1 条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の 情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにする ための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等）

第 9 条第 1 項 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の 手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な 施策の実施に努めなければならない。

以上

連絡協議会入会状況

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 入会状況

平成 30 年 7 月 1 日現在

区域	特定行政庁							指定確認検査機関等					建築士法関係団体				合計
	都道府県	政令市	4条1項	4条2項	限特	特別区	計	大臣指定	地整指定	知事指定	その他	計	国・地整	建築士会	事務所協会	計	
国・連合会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	1	1	13	13
北海道	1	1		2	14		18			2	1	3	—		1	1	22
青森	1		1	2			4			1		1	—	1	1	2	7
岩手	1		1		6		8			1		1	—				9
宮城	1	1		3			5			2		2	—				7
秋田	1		1	1			3			1		1	—		1	1	5
山形	1			1	2		4			1		1	—				5
福島	1		2		2		5						—	1	1	2	7
茨城	1			5			6			2		2	—	1		1	9
栃木	1		1	7			9			1		1	—	1		1	11
群馬	1			1	1		3			1		1	—	1	1	2	6
埼玉	1	1	2	5	13		22		1	1		2	—	1	1	2	26
千葉	1	1	5	7	7		21		2	1		3	—				24
東京	1		1	3		19	24	14	5	1	2	22	—	1	1	2	48
神奈川	1	3	3	6			13	2	1	1		4	—	1	1	2	19
新潟	1	1	1	2			5			2		2	—	1		1	8
富山	1		1				2			1		1	—	1	1	2	5
石川	1			1	1		3			1		1	—				4
福井	1		1				2			1		1	—				3
山梨	1			1			2		1	1		2	—				4
長野	1		1	1	2		5			1		1	—	1	1	2	8
岐阜	1		1	2	1		5						—				5
静岡	1	2		4	7		14	1			1	2	—		1	1	17
愛知	1	1	5		11		18	1	2			3	—		1	1	22
三重	1		2	3	1		7			1		1	—				8
滋賀	1		1	6			8		1	1		2	—		1	1	11
京都	1	1		1			3		1	1		2	—				5
大阪	1	2	6	5			14	3	5	1		9	—	1		1	24
兵庫	1	1	2	3			7		2	1		3	—		1	1	11
奈良	1		1	2			4		1			1	—		1	1	6
和歌山	1		1				2						—				2
鳥取	1			3			4						—				4
島根	1			2	4		7						—				7
岡山	1		1	5			7						—	1		1	8
広島	1	1	1	2	1		6	1	1	1		3	—	1		1	10
山口	1			6	1		8						—				8
徳島	1						1						—				1
香川	1		1				2						—		1	1	3
愛媛	1		1	3	1		6						—				6
高知	1		1				2			1		1	—				3
福岡	1	2	1	1			5		1	1		2	—		1	1	8
佐賀	1			1			2			1		1	—		1	1	4
長崎	1		2		2		5						—		1	1	6
熊本	1	1		2			4			1		1	—				5
大分	1		1	4			6			1		1	—		1	1	8
宮崎	1			2			3						—				3
鹿児島	1				2		3			1		1	—		1	1	5
沖縄	1		1	4			6			1		1	—				7
計	47	19	50	109	79	19	323	22	24	36	4	86	11	15	22	48	457
機関総数	47	20	68	147	146	23	451	26	38	68	8	140	11	48	48	107	698
入会率	100%	95%	74%	74%	54%	83%	72%	85%	63%	53%	50%	61%	100%	31%	46%	45%	65%

